

つくばみらい市立保育所の民営化に関する Q&A

平成27年12月

つくばみらい市保健福祉部こども福祉課

Q1 なぜ公立保育所の民営化を行うのですか？

多様化するニーズに対応した保育サービスを充実していくために、多様で弾力的な事業展開が可能である民間事業者の力を活用し、民間に任せられることは任せていくことが必要であるというつくばみらい市立保育所のあり方検討会の報告を受け、取り組むものです。

民営化することにより、受入年齢や延長保育時間の拡充等、保育サービスの向上が期待できます。

公立保育所が保育サービスを拡充しようとする場合、原則として6カ所全ての保育所で一斉に対応することが求められます。また、条例・予算化する等時間がかかりますが、民間は、迅速で柔軟な対応が期待できます。

さらに、公立保育所は、築30年を経過する保育所が多く老朽化が進んでいますが、私立保育所と異なり、運営や建設・改修に対する国の補助金はありません。

このような中で、市では、保育の継続性、保育方針変更及び大幅な保育士の入替えなどに対する保護者と児童の不安解消を第一として、民営化に取り組むこととします。

Q2 公立と民営の違いは？

運営者が市であるのが公立で、社会福祉法人や学校法人等により運営されているのが民営（私立）となります。なお、保育所における保育内容や職員配置、施設に関することは、国が定めた基準や保育指針に基づき保育を実施することとされているため、基本的な保育内容などについては、公立も民営も変わりありません。



Q3 なぜつくばみらい市社会福祉協議会に移管されるのですか？

まず、建物や備品などを譲渡することを考えると、社会福祉法人や学校法人等の公益法人であることが望ましいと考えます。

さらに、保育内容の継続性、運営方針の変更、保育士が替わってしまうこと等により、保護者と児童に不安を与えないことを第一に考えました。移管後も公立保育士を一定期間派遣することが容易であり、市が出資していて、移管後も大きく関与できるつくばみらい市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）であれば、保護者と児童の不安を解消できると考えております。

Q4 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法により原則一市町村に一つの社会福祉協議会が設置され市町村と連携しながら地域福祉を推進していく団体です。

つくばみらい市社会福祉協議会は、つくばみらい市が基本財産を出資し、設置された団体で、毎年法人の運営などにかかる経費を補助するなど、財政的にも関与している団体であります。

会長には、片庭正雄市長が就任し、議会議員や地域の福祉関係者、各種団体の代表者が役員となっております。

きらくやまふれあいの丘「すこやか福祉館」と「保健福祉センター」内に事務所を置き、「きらくやまふれあいの丘の管理事業」や、高齢者の総合的な相談窓口となる「地域包括支援センター事業」をはじめ14の事業を市から委託を受け実施しております。

また、社会福祉協議会の独自の事業としては、市民の皆様や市内の企業などから「会費」と「赤い羽根共同募金」としてご協力をいただき、これを財源として、高齢者福祉事業、障害者福祉事業などを展開しております。今年度27年度からは「子育て支援室」や「小・中学生を対象とした学習支援室」も始まり、子育てを支援する事業にも積極的に取り組んでいるところです。

この様に、つくばみらい市社会福祉協議会は、公益生の高い民間非営利団体であります。



Q5 公設民営から民設民営に移行とありますが、移行の際に他の民間事業者
に替わるのですか？

公設民営から民設民営に移行時に、運営事業者が社会福祉協議会から替わ
ることは考えておりません。

Q6 なぜ伊奈第3保育所と伊奈第4保育所が民営化されるのですか？

つくばみらい市立保育所のあり方検討会の報告書に、「公立は、私立では
対応が難しい、地域バランスに対応した保育を実施し、私立は、公立では対
応が難しい、多様な保育ニーズに弾力的に対応するなど、公立と私立の保育
所が、それぞれの特長を活かした役割分担を行うとともに、連携・協力しな
がら、保育サービスの充実を図っていくことが大切であると考えています。」
とあります。地域バランスを考慮しつつ、将来的にも保育需要が見込まれる
ことと、市が所有している土地であることから伊奈第3保育所と伊奈第4保
育所の2保育所を候補といたしました。

なお、谷和原第2保育所も土地の所有が市であり、施設は新しいのですが、
こちらは、谷和原幼稚園と施設を共有しており、保育所だけの民営化は施設
上できないと考えております。また、公設の子育て支援室も併設されていて、
市内の子育て支援室の核として機能していますので、今回の対象からは、除
外させていただきました。

Q7 保育時間はどうなりますか？

基本的に開所日、保育時間は同様となります。

ただし、現在、公立保育所の開設時間は、11時間30分で、そのうちの30
分間を無料でお預かりしておりますが、他の民間事業者さんとのバランスも
踏まえ、今後、公立保育所も含め延長保育料については、検討させていた
だきます。

また、伊奈第3保育所に入所している児童の土曜日保育ですが、平成29年
度は、伊奈第3保育所でお預かりすることになります。伊奈第4保育所が民営
化される予定の平成30年度以降は、今後協議させていただきます。

Q8 保育料や入所の手続きはかわりますか？

保育料、入所の手続きについて変更はありません。

市内の認可されている保育所の保育料については、公立・私立にかかわらず、つくばみらい市保育料徴収規則により、市が保育料を決定いたします。

また、入所についても、今までどおり市が、受付を行い、入所決定を行います。

Q9 保育士等が一度に入替わることで、園児に大きな影響は出ませんか？

環境の変化に伴う子どもへの影響を回避できるよう、個々の特性を踏まえた関わりや公立保育所の保育内容等を引継ぐとともに、子ども、保護者と社会福祉協議会職員の信頼関係を築けるように、保育士等が一度に入替わるようなことがないようにいたします。

具体的には、移管後、一定期間、公立の保育士（所長・主任・クラス担任等）を派遣します。

また、公立に勤務していた嘱託保育士、栄養士、調理員については、本人が希望されれば、社会福祉協議会に正規職員もしくは、嘱託職員として、できる限り採用していただきます。

以上により、例年並みの職員の入替わりと同等にすることによって、保育内容や給食等を継承できると考えます。

Q10 移管後、これまでの保育内容が替わるのですか？

移管後の環境の変化により子どもに負担を与えないよう、協定にて移管後も現在の保育内容を継承することを原則といたします。

ただし、年間行事も基本的に継承いたしますが、移管後も保護者の意見をお聞きして、可能な限り反映するよう働きかけます。

Q11 施設の耐震改修はどうなりますか？

新たなサービスの拡充にも関連するのですが、例えば、受入年齢を引き下げる場合には、沐浴室が必要であったり、大規模な施設の改修を行わなければなりません。耐震改修については、社会福祉協議会で運営することが決定されましたら、保護者のニーズを踏まえ、新たなサービスを提供できるよう検討していきたいと考えています。

Q12 移管後の市の関わりは？

Q9にもございますが、移管後も一定期間公立の保育士を派遣して、社会福祉協議会の保育士と共同保育を実施します。

また、市職員が定期的に訪問し、運営方針が遵守されているか等、必要に応じて助言・指導を行います。

さらに、市は、社会福祉協議会の指導、監督及び監査を行っておりますので、移管後も、引き続き一定の関与を保ちます。

Q13 民営化されることを理由に他の保育所に転所できますか？

転所の申請は可能ですが、特別に優遇することは考えておりません。